

## 令和 6 年度第 5 回狛江市立公民館運営審議会会議録

- 1 日 時 令和 6 年 8 月 27 日（火）午後 6 時 30 分～8 時 30 分
- 2 場 所 中央公民館 第 3 会議室
- 3 出席者 斎藤謙一委員長、都築完副委員長、天野泰子委員、伊勢亀慎司委員、内海貴美委員
- 事務局（瀧川直樹公民館長、高橋公平事業係長、中川秀太郎主事）
- 4 欠席者 伊東達夫委員、設楽知委員、長岡智寿子委員、細谷明美委員
- 5 傍聴者 0 名
- 6 資料 資料 1 ティーンズルーム 答申検討案  
資料 2 令和 6 年度第 4 回公民館運営審議会会議録  
その他 NPO 法人カタリバ様への質問

## 7 議 題

## (1) 開会

## (2) 審議事項

資料 1 に基づいて事務局より説明

委員：7 ページ目の「2 見えてきた課題」の「(2) 関係機関との連携」の部分で都立狛江高等学校の名前は出ているが、市内の 4 つの中学校は出ていない。もし、学校との連携という意味でこのような記述をしているのであれば、市内の 4 中学校を追加した方が良いのではないか。

委員長：学校と連携していると書いてしまうと、ティーンズルームでの自由な活動を学校に知られてしまうのではないかと不安に思う人も出てくるのではないか。学校でも家でもない居場所を目指すのであれば、学校との連携は書かなくても良い。ただ、生徒への周知など協力してもらいたいことがあるため、コネクションは持つておくべきである。また、狛江市内の中学生の進学先は都立狛江高等学校だけではないため、狛江市の中学生が多く進学している学校ともコネクションを構築できると良い。

事務局：具体的な学校名を出さずに学校機関との連携に書き換える。

委員長：その書き方で良い。加えて、公民館運営審議会の提言として、都立狛江高等学校を含めた、近隣の学校とのコネクション構築についての記述を追加していただきたい。特に、都立狛江高等学校は全生徒が狛江市在学という条件を満たせる学校であるため、利用の促進を図るべき

である。

事務局：そのように追記する。

委員長：周知方法について、広報こまえを読む中高生や保護者世代は多くないと考える。SNS など、若者に伝わりやすい媒体を活用し、広く周知を行っていただきたい。

委員：アンケートについて、なぜここまで集まったのか委員に聞いたところ、若者は SNS を使えば簡単に答えてくれるということを書いてきた。SNS の活用は欠かせないキーワードになっており、提言としてもっと前面に押し出した方が良いのではないか。また、提言の書き方として、市の職員や市民に必要であると思ってもらえるように明確かつ具体的な言葉が必要である。

委員長：アンケートでは公民館そのものに対する質問が多くあった。ティーンズルームについて知らせる以前に、公民館についてより多くの方に知ってもらえるように周知をするべきである。

委員：3 ページの「第一章はじめに」の中で、「高齢のメンバーが多く活動が縮小している団体もある」という文は必要ないと考える。高齢のメンバーが多いことをネガティブに言っているように捉えられかねないため、若い世代の利用者を増やすという課題についてのみ触れるだけで良い。

事務局：そのように修正する。

委員：ティーンズルームの多目的室 2 には、机が設置され、勉強もできるようなスペースになっているが、2 階にできるスタディールームとの役割の違いを記載すべきである。何も説明がなければ、スタディールームを利用したい大人から、中高生はティーンズルームがあるため、そちらを利用すべきであるという考えを持たれかねない。1 人で集中して勉強ができる部屋としてスタディールーム、集まって勉強できる部屋としてティーンズルームがあるということを、全ての人に伝わるようにすべきである。

委員：スタディールームの運用方法は決まっているのか

事務局：検討中である。

委員：利用時間など、ある程度管理ができるようにしなければ、使いたい人が使いたいときに使えないということが起きかねない。

委員：ティーンズルームのように、市民センターの改修に当たってこれまでにない利用方法を検討しなければならない部屋や事業はあるのか。

事務局：ティーンズルームとスタディールーム以外に運用が従来と異なる部屋は特にない。

委員：2階のロビースペースが拡張されると聞いた。登録が面倒だと思われて中高生がロビースペースで集まってしまう、ティーンズルームに人が来ないということも想定できる。ティーンズルームは中高生が主体的に運用をする事業であるという点が鍵になると考える。

事務局：飲食について要望が多かったものの、カフェ等は設置できなかったため、何か案はあるか。

委員長：飲料は自動販売機で良いのではないか。

委員：障がい者の方の就労支援を行っている施設から、パンやクッキー等を買取り、曜日限定で販売するというのはいかがか。

委員：飲食物の持ち込みはできるのか。

事務局：検討中である。

委員長：アンケートでは3割の子どもが飲食できる場所を求めている。飲食物を持ち込めるようにすることが望ましいという答申をすべきである。ゴミの問題は発生すると思うが、このような問題についても自分たちで考えてもらえば良い。飲食物の問題以外にも、他の施設で良いと思った取り組み等については、全て答申に盛り込むべきである。後に作られる準備委員会で若者に取捨選択をしてもらうのが良い。

委員：こまっこ児童館を開設するときに、中高生に意見を發表してもらい、それを参考に施設が作られていった経緯がある。その時の資料があれば参考になるのではないか。

委員：9ページの提言の三つ目の、「ユースワーカーの配置又は派遣について」は、市長部局と連携して実行してもらいたいという文があるが、どういう意味か。

事務局：公民館にユースワーカーを配置するパターンや、児童館に配置して定期的に公民館に派遣してもらうパターン等、現在どのような方法が取れるか検討をしている中であり、児童館から派遣してもらう場合には児童育成課との調整が必要になるため、このような文言を入れている。

委員長：この表現では、市長部局に協力してもらうことを前提にしているように捉えられる。ユースワーカーを置くということは明言し、市長部局との連携に関しては、方法の一つなので書かなくてもよい。

委員：ティーンズルームは新公民館の目玉になる事業であると考え。今までになかったものを作るために必要なことや、各所の協力が必要なことは、全て具体的に列挙すべきである。

事務局：今回頂いた修正点を反映し、次回の審議会で資料として配付させてい

ただく。

次回開催日：令和6年9月24日（火）午後6時30分～  
会 場：西河原公民館 学習室3